

扶桑町住民活動支援センター運営機構の活動会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、扶桑町住民活動支援センター運営機構（以下、本団体という）の事業の能率的運営と組織的活動を円滑に推進し、住民活動団体による協働のまちづくりの推進を図るため、活動会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(活動会員の定義)

第2条 この規程の活動会員とは、営利を目的とせず、公益的・社会的な活動を持続的に行う、もしくは行おうとする団体で、次のいずれの要件にも該当する団体のことをいう。

- (1) 活動拠点を、主に扶桑町内に有し、本団体の事業目的に賛同し、本団体と協働して扶桑町のまちづくり活動に参画あるいは協力、支援の意思のある団体であること。
- (2) 3名以上の構成員で組織され、継続した活動を行っている団体であること
- (3) 正規の入会手続きを経て、本団体の理事長に入会を認められた団体であること
- (4) 政治活動、宗教活動を目的としない団体であること
- (5) 暴力団、もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと
- (6) 団体の代表者、連絡先が明確であること
- (7) その他の法令、公序良俗に反する行いが無いこと

(活動会員の入会)

第3条 本団体の活動会員に入会しようとするものは、入会届を本団体の事務局に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、入会を承認したときは、事後理事会に報告する。

(活動会員の使命等)

第4条 活動会員は、本団体の事業目的に賛同し、本団体が行う各種事業や組織的活動に対し参画あるいは必要な協力・支援を行うものとする。また、本団体の事業の発展に関する助言等を行うことができる。

(活動会員の権利等)

第5条 活動会員は、本団体が行う各種事業に関して、本団体が活動会員に対して別途定める優遇を享受する権利を有する。

2 本団体は、その優遇の内容を決定したときは、活動会員に必要な情報を提供しなければならない。

(定数および任期)

第6条 会員の定数および任期は、特にこれを定めない。

(会員の会費)

第7条 入会金および会費の納入は必要としない。

(会員資格の喪失)

第8条 活動会員は、次の各号のどれかに該当するときは、その資格を喪失し、本団体の活動会員としての一切の資格を放棄する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 活動会員の構成員が3名未満になったとき
- (4) 活動会員である団体が解散したとき
- (5) 活動会員の登録申請の際に、その必要な手続きを怠ったとき
- (6) その他、本団体の理事長が同意したとき

(退会)

第9条 活動会員が退会しようとするときは、理事長に退会届を提出しなければならない。

2 理事長は、活動会員の退会届を受理したときには、事後理事会に報告する。

(委任)

第10条 この規程の内容を変更するときは、理事長が定め、理事会の承認を得る。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

